

中之条町浄化槽設置整備事業費補助金の申請について

補助対象地域

町内全域（ただし、四万・沢渡・横尾特定環境保全公共下水道認可区域並びに中之条公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域、浄化槽市町村整備推進事業区域の地域を除きます。）

補助対象者：中之条町の住民または年度内に中之条町に住民登録をされる見込みの方

補助対象建物：住宅、住宅兼店舗、住宅兼事務所（併用住宅でない店舗や事務所、別荘等は対象外）

補助金額

| 人槽区分 | 新設の限度額 | 転換の限度額 | 宅内配管工事費補助の限度額 (転換の場合に加算) |
|--------|----------|----------|-----------------------------|
| 5人槽 | 196,000円 | 279,000円 | 330,000円 |
| 6～7人槽 | 252,000円 | 360,000円 | 330,000円 |
| 8～10人槽 | 334,000円 | 477,000円 | 330,000円 |

※「新設」とは、浄化槽を新規に設置する場合です。

※「転換」とは、「単独処理浄化槽」または「くみ取り槽」を原則撤去し浄化槽を設置する場合です。

※「転換」の場合、宅内配管工事費を3で割った額の千円未満の端数を切り捨てた額に3を掛けた額（上限33万円）が加算されます。

申請書類について ※10月以降に申請が見込まれる場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

着工前に提出するもの

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・浄化槽設置届出書の写しまたは建築確認通知書の写し（土木事務所等の審査機関を経由したもの）及び添付書類一式（環境保全に関する誓約書、案内図、配置図、浄化槽認定書、浄化槽仕様書）
- ・登録浄化槽管理票（C票）及び登録証の写し（浄化槽メーカーが発行したもの）
- ・保証書登録証（群馬県浄化槽協会が発行し、吾妻支部を経由したもの）
- ・浄化槽設備士免状の写し（必要に応じて浄化槽設備士特別講習の終了証書の写し）
- ・工事見積書の写し（浄化槽設置工事費と宅内配管工事費が確認できるもの）
- ・誓約書（様式1）

工事完了後に提出するもの

- ・実績報告書（様式第4号）
- ・補助金交付請求書（様式第6号）
- ・保守点検業者との業務委託契約書の写し
- ・浄化槽法定検査申込書の写し
- ・チェックリスト（浄化槽設備士の確認印要す）
- ・工事代金請求書の写しまたは領収書の写し
- ・工事写真（工事写真撮影要領を参照）

※転換の場合、以下を追加

- ・浄化槽使用廃止届出書の写し（環境森林事務所の受付印があるもの）
- ・単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去状況写真
- ・転換の確認書（様式2）

担当：企業課 下水道係

連絡先：0279-75-8832（直通）